

栃木県 _ 下野新聞 4 月出稿 (5d_169mm×380mm)



震災後7年、今も県内各地で 保管されている指定廃棄物を、 早期に処理する必要があります。

平成23年3月に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故によって
大気中に放出された放射性物質が、稲わらや牧草等に付着してできた指定廃棄物。
震災から7年経った今も、未だに県内各地に計13,500トンが一時保管されています。
これらの指定廃棄物は、この先数年では放射能濃度が大きく低下する見込みはありません。
そして本来、一時的であったはずの保管が長期化していることで
保管農家の方々の精神的負担は極めて大きなものがあります。

環境省は、県内各地の指定廃棄物の処理を喫緊の課題として
早期に、安全性が科学的に検証された場所に集約し
多重の安全対策と周辺環境への配慮をもって管理していきたいと考えております。

引き続き、ご地元と県民のみなさまのご理解、ご協力を賜りながら、
早期の課題解決に向け、責任を持って取り組んでまいります。

この問題を、先送りにしない。

指定廃棄物の処理は、国が責任を持って進めます。



特定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 ☎ 0120-869-444フリーダイヤル(9:30～18:15 日祝除く) 環境省 放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

栃木 指定廃棄物

検索

